



## 平成 26 年 4 月から新規事業スタート 金武町不妊治療費等助成事業

不妊に悩み、相互に協力して不妊検査及び不妊治療に励む夫婦に対し、不妊治療にかかる経済的負担の軽減と少子化対策を図ります。

**対象者** 不妊治療を行っている者で、以下の条件を全て満たす者

- ① 戸籍上の夫婦
- ② 夫婦の両方またはどちらかが 1 年以上前から金武町に住所を有する者
- ③ 各種医療保険に加入しているもので、町に収めるべき税等に滞納のない者

### 助成の範囲（年度内助成額）

- ① 一般不妊治療（タイミング療法、薬物療法、人工授精など） **15 万円以内**
- ② 特定不妊治療（体外受精、顕微授精など） **15 万円以内**  
※ 沖縄県特定不妊治療費助成を受けている方は、それを控除した自己負担額が対象となります。
- ③ 治療に伴う検査 **6 万円以内**

**申請期間**：平成 26 年 4 月以降に受けた治療であり、治療の日から 1 年以内の申請

**助成期間**：申請・助成開始から通算 5 年

**申請方法**：金武町総合保健福祉センター

○年度の初回申請時のみ住民票謄本、納税証明書等が必要となります。

- 印かん、通帳、健康保険証
- 関係書類（領収証及び明細書等）

※申請や相談は個室にて行います。電話での予約受付も出来ます。

### お問い合わせ

詳しい内容についてはお気軽に保健福祉センターまでご連絡ください  
金武町総合保健福祉センター（担当：保健師）  
NTT 098-968-5932 / 有線電話 8-5932

